

(電子メール施行)
教体第1654号
令和4年1月13日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症への感染防止の徹底について

本日、県内の新規感染者が昨年9月以来の500人を超える状況となっています。また、全国的にも急激に感染者が増加しています。

すでに、教育活動における感染防止対策の徹底をお願いしているところですが、県内の学校においても部活動を含めて感染の報告が増加していることから、改めて、学校医等とも十分相談のうえ、対策の徹底をお願いします。

特に、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合は、念のため、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取るようお願いします。

なお、部活動において宿泊を伴う活動を行う場合は、県内外を問わず、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定（学校は不可と）していることから、顧問等に確認願います。

新学期を迎え、大学入試、修学旅行など児童生徒にとって重要な行事等が本格化することから、感染防止の意識を十分もって行動するよう周知をお願いします。